

## ○札幌市水道局工事等低入札価格調査要領

平成 15 年 2 月 19 日	管理者決裁
平成 15 年 6 月 16 日	一部改正
平成 20 年 2 月 22 日	一部改正
平成 20 年 5 月 9 日	一部改正
平成 21 年 4 月 9 日	一部改正
平成 21 年 6 月 8 日	一部改正
平成 22 年 2 月 8 日	一部改正
平成 22 年 3 月 25 日	一部改正
平成 22 年 7 月 20 日	一部改正
平成 23 年 2 月 10 日	一部改正
平成 23 年 9 月 13 日	一部改正
平成 24 年 1 月 18 日	一部改正
平成 24 年 3 月 22 日	一部改正
平成 24 年 6 月 25 日	一部改正
平成 25 年 1 月 31 日	一部改正
平成 26 年 2 月 14 日	一部改正

### (趣旨)

**第 1 条** この要領は、札幌市水道局が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により工事及び建設関連委託業務の請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)を調査(以下「低入札価格調査」という。)のうえ落札者としないうちの取扱等について定める。

### (定義)

**第 2 条** この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 工事の予定価格算出の基礎となった直接工事費(機器費、設計技術費等直接工事費に相当するものを含む。)をいう。
- (2) 共通仮設費 工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費(二次労務費等共通仮設費に相当するものを含む。)をいう。
- (3) 現場管理費 工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費(現場経費、工場管理費、据付間接費等現場管理費に相当するものを含む。)をいう。
- (4) 一般管理費 工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。
- (5) 直接人件費 工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務(以下「工

- 事に係る業務」という。)の予定価格算出の基礎となった直接人件費をいう。
- (6) 特別経費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった特別経費をいう。
  - (7) 技術料等経費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった技術料等経費をいう。
  - (8) 諸経費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった諸経費をいう。
  - (9) 直接経費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった直接経費をいう。
  - (10) その他原価 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となったその他原価をいう。
  - (11) 一般管理費等 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった一般管理費等をいう。
  - (12) 技術経費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった技術経費をいう。
  - (13) 直接調査費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった直接調査費をいう。
  - (14) 間接調査費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった間接調査費をいう。
  - (15) 解析等調査業務費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった解析等調査業務費をいう。
  - (16) 直接測量費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった直接測量費をいう。
  - (17) 測量調査費 工事に係る業務の予定価格算出の基礎となった測量調査費をいう。
  - (18) 直接業務費 道路維持除雪業務の予定価格算出の基礎となった直接業務費をいう。
  - (19) 工事等担当部長 札幌市水道局工事施行規程（平成4年規程第10号。以下「施行規程」という。）第2条第4号に規定する工事等担当部長をいう。
  - (20) 工事等担当課長 当該工事等にかかる工事等担当部の担当する課長をいう。
  - (21) プラント工事 電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事のうち、建築工事における電気設備に係る工事及び機械設備に係る工事並びに土木工事における道路の融雪施設に係る工事、道路、公園、ダム及び河川における照明設備に係る工事及び立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。）の設備に係る工事を除く工事をいう。

#### (対象工事及び業務)

**第3条** 低入札価格調査の対象となる工事及び建設関連委託業務の請負(以下「工事等」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 施行規程第2条第1項に規定する工事のうち、設計金額が5億円以上（プラント工事においては設計金額が2億円以上）の工事及び札幌市水道局工事総合評価落札方式試行要綱（平成19年5月10日管理者決裁。以下「総合評価試行要綱」という。）第2条に定める総合評価落札方式により契約の相手方を決定する工事
- (2) 施行規程第2条第2号に規定する工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務のうち、設計金額が6千万円以上の業務
- (3) 特例政令の適用のある道路維持除雪の委託業務
- (4) 次に掲げる積算基準等により予定価格を積算している委託業務のうち、設計金額が3千万円以上の委託業務

ア 財政局工事管理室発行の「設計業務等積算基準」又は「建築工事適用設計業務等積算基準」

イ 国土交通省水管理・国土保全局下水道部発行の「下水道用設計標準歩掛表」

#### (工事の調査基準価格の算定方法等)

**第4条** 工事の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、工事の予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額(以下「予定価格」という。)に、次に掲げる額の合計額を当該工事の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額(以下「工事価格」という。)で除して得た割合(小数点以下第3位に端数があるときは、これを切り捨てた割合)を乗じたものとする。ただし、次に掲げる額の合計額を当該工事の工事価格で除して得た割合が10分の9を超える場合にあっては、当該工事の予定価格に10分の9を乗じたものとし、10分の7に満たない場合にあっては当該工事の予定価格に10分の7を乗じたものとする。

(1) 直接工事費に10分の9.5を乗じて得た額。ただし、土木工種、下水道工種、舗装工種、管工種(土木工事積算基準を適用した場合)、造園工種及び鉄骨・橋梁工種以外の工種にあっては、直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.5を乗じて得た額とし、昇降機設備に係る工事にあつては、直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.5を乗じて得た額とする。

(2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費に10分の8.5を乗じて得た額。ただし、土木工種、下水道工種、舗装工種、管工種(土木工事積算基準を適用した場合)、造園工種及び鉄骨・橋梁工種以外の工種にあっては、現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の8.5を乗じて得た額とし、昇降機設備に係る工事にあつては、現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えた額に、10分の8.5を乗じて得た額とする。

(4) 一般管理費に10分の6.5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を工事の予定価格に10分の7を乗じたものから10分の9を乗じたものまでの範囲内で適宜に設けることができる。

3 この要領を適用する工事の設計図書には、第1項の手続の参考とするため、参考調書(様式1)を添付するものとする。

4 この要領を工事に適用するとき、当該工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

#### (工事に係る業務の調査基準価格の算定方法等)

**第5条** 第3条に規定する委託業務(以下「業務」という。)のうち、第3条第2号に定める業務(以下「工事に係る業務」という。)の調査基準価格は、次の各号に定める工事に係る業務

の予定価格に、当該各号に掲げる合計額を当該業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下「業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下に端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じたものとする。ただし、次の各号に掲げる額の合計額を当該業務の業務価格で除して得た割合が10分の9を超える場合にあっては、当該業務の予定価格に10分の9を乗じたものとし、10分の7に満たない場合にあっては当該業務の予定価格に10分の7を乗じたものとする。

(1) 建築設計業務、設備設計業務及びこれらに対応する工事監理業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費に10分の6を乗じて得た額

(2) 土木設計業務、橋梁設計業務及びこれらに対応する工事監理業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ その他原価に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等に10分の3を乗じて得た額

(2)の2 前号の積算体系によらない土木設計業務及びこれに対応する工事監理業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額
- ウ 技術経費に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費に10分の6を乗じて得た額

(3) 地質調査業務

- ア 直接調査費の額
- イ 間接調査費に10分の9を乗じて得た額
- ウ 解析等調査業務費に10分の7.5を乗じて得た額
- エ 諸経費に10分の4を乗じて得た額

(4) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費に10分の4を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を工事に係る業務の予定価格に10分の7から10分の9を乗じたものまでの範囲内で適宜に設けることができる。

3 前条第3項及び第4項の規定は、工事に係る業務について準用する。

**（道路維持除雪業務の調査基準価格の算定方法等）**

**第5条の2** 業務のうち、第3条第3号に定める委託業務（以下「除雪業務」という。）の調査基準価格は、除雪業務の予定価格に、次に掲げる額の合計額を当該除雪業務の設計金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額（以下この条において「除雪業務価格」という。）で除して得た割合（小数点第3位以下に端数があるときは、これを切り捨てた割合）を乗じたものとする。ただし、次に掲げる額の合計額を当該除雪業務の除雪業務価格で除して得た割合が10分の9を超える場合にあっては、当該除雪業務の予定価格に10分の9を乗じたものとし、10分の7に満たない場合にあっては当該除雪業務の予定価格に10分の7を乗じたものとする。

- (1) 直接業務費に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に10分の4を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、調査基準価格を除雪業務の予定価格に10分の7を乗じたものから10分の9を乗じたものまでの範囲内で適宜に設けることができる。

3 第4条第3項及び第4項の規定は、除雪業務について準用する。

#### （工事に係る業務及び除雪業務以外の調査基準価格の算定方法等）

**第5条の3** 業務のうち、第3条第4号及の調査基準価格は、予定価格に10分の7を乗じたものとする。

2 第4条第4項の規定は、第3条第4号の業務について準用する。

#### （予定価格調書への記載）

**第6条** 調査基準価格を設けたときは、当該調査基準価格を工事等の予定価格で除して得た割合を、分母が100である分数として予定価格調書（様式2）に記載するものとする。

#### （入札の執行）

**第7条** 調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、入札者に対して「保留」と宣言し、施行令第167条の10第1項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により落札者を後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

#### （低入札価格調査の実施）

**第8条** 前条に該当するときは、入札執行者は工事等に係る工事等担当課長（工事管理室の検査の対象となる工事等については、当該工事等を担当する工事管理室の課長職を含む。）とともに、最低価格入札者によりその入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて低入札価格調査を行う。この低入札価格調査は、

別表1に定める事項について最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等によるものとする。ただし、総合評価落札方式により契約の相手方を決定する工事においては、別に定める基準により調査の一部及び事情聴取を省略することができる。

- 2 別表1に定める事項に係る資料及び提出書類については、札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁。以下「一般競争施行要綱」という。）第4条に定める告示において、あらかじめ提出期限を定めることとし、提出期限後の提出及び差替えは認めないものとする。

#### （工事の失格判断基準）

**第9条** 第3条第1号に定める工事においては、別紙2のとおり失格と判断するための基準を設けるものとする。

- 2 前項において定める工事については、前条第1項による調査において、あらかじめ工事費等内訳書調査書（様式8）により調査を行うものとする。
- 3 前項の調査は、札幌市水道局工事費等内訳書取扱試行要領第5条により提出された工事費等内訳書により行うものとする。ただし、当該内訳書により調査し難い場合はこの限りではない。
- 4 第2項の調査において、失格と判断することとなった場合は、別表1の他の項目の調査を経ずに、第10条において作成する書面に、失格の旨を記載し、第11条に定める審議に諮るものとする

#### （調査結果の報告）

**第10条** 低入札価格調査を行ったときは、入札執行者は、低入札価格調査の結果及び意見を記載した書面（様式3）を作成し、関係資料を添付して契約担当部長に報告しなければならない。

#### （契約担当部長等による審議）

**第11条** 契約担当部長は、入札執行者から前条の報告を受けたときは、当該工事等に係る工事等担当部長（工事管理室の検査の対象となる工事等については、工事管理室長を含む。）及び当該工事等担当部長が置かれた部の長と審議を行い、最低価格入札者を落札者とするか否かを決定するものとする。この場合、書面（様式3）において審議経過を明らかにするものとする。

**第11条の2** 前条の審議のうち、第9条第4項による場合は、書類の持回りの方法により行うことができる。

#### （落札結果の通知等）

**第12条** 前条の審議の結果、最低価格入札者を落札者とする場合は、入札執行者は、最低価格入札者に対して、その旨の通知（様式4）をするとともに、その他の入札者に対しては最低価

格入札者が落札者となった旨を通知(様式5)するものとする。なお、この場合には、工事等の履行にあたり、第14条に掲げる措置をとるものとする。

- 2 前条の審議の結果、最低価格入札者を落札者とし不在の場合は、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第8条以降と同様の手続を行うものとする。
- 3 前項により次順位者を落札者とするとき、入札執行者は、最低価格入札者に対しては落札者とし不在旨の通知(様式6)を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知(様式4)をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨の通知(様式5)をするものとする。
- 4 第2項後段の手続の結果、調査基準価格を下回る入札をした次順位者を落札者とし不在場合には、第8条、第11条、前3項及び次項の規定は、「最低価格入札者」を「次順位者」と、「次順位者」を「次順位者の次の順位者」と読み替えて適用するものとする。また、更に落札者が決定しなかった場合には、順位を繰り下げる読み替えを繰り返して適用するものとする。
- 5 前条の審議の結果、最低価格入札者を落札者とし不在場合で、次順位者が存在し不在ときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、低入札価格調査の対象となった者(以下「調査対象者」という。)を再度入札に参加させ不在ものとする。

#### (契約締結専決権者への報告等)

- 第13条** 入札執行者は、低入札価格調査を行ったときは、落札者の決定後、速やかに当該入札に関する調書(様式7)を作成し、第10条及び第11条により作成した様式3の書面を添付して契約締結専決権者に報告するものとする。
- 2 第11条の審議の結果、調査対象者を落札者とし不在ときは、契約締結報告及び入札調書に、当該入札を不落札と決定した旨を記載するものとする。

#### (監督及び検査体制の強化等)

- 第14条** 調査対象者を落札者として工事等の契約を締結したときは、当該工事等について別表2に定める措置をとるものとする。
- 2 前項の契約の締結に当たっては、別紙1に掲げる特約条項を契約書に追加するものとする。

#### (読み替え規定)

- 第15条** 第3条第1号に規定する工事のうち、総合評価試行要綱第2条に定める総合評価落札方式により契約の相手方を決定する工事においては、第1条中「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の10第1項(施行令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした

者（以下「最低価格入札者」という。）とあるのは「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをし落札者となるべき者（以下「落札予定者」という。）と、第8条、第11条及び第12条中「最低価格入札者」とあるのは「落札予定者」と、第12条第2項中「予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）とあるのは「予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち落札予定者（以下「次順位者」という。）とそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 第3条第3号及び第4号に規定する委託業務（以下「施行規程の適用がない業務」という。）の契約の場合において、第8条、別表1及び別表2中「工事等担当課長」とあるのは「施行規程の適用がない業務の委託を行う課長」と、第11条及び様式中「工事等担当部長」とあるのは「施行規程の適用がない業務の委託を行う部長」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### （委任）

**第16条** この要領の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成15年2月27日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年2月27日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則（平成7年水道局規程第11号）第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成15年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年7月1日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則（平成17年水道局規程第11号）第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年2月22日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年2月22日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則（平成17年水道局規程第11号）第3条に規定する告示を行う工事等から適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、平成20年5月9日から施行する。



2 この要領は、平成 20 年 5 月 9 日以後に被指名者選考委員会に付議する工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則（平成 17 年水道局規程第 11 号）第 3 条に規定する告示を行う工事等から適用し、同日前に被指名者選考委員会に付議した工事等及び札幌市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例に定める規則第 3 条に規定する告示を行った工事等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 4 月 10 日から施行（以下「施行日」という。）する。
- 2 この要領は、施行日以後に告示を行う工事等から適用する。
- 3 第 9 条の 2 第 1 項第 1 号において「最低価格入札者（前条第 2 項の調査により失格となった場合を除く）が低入札価格調査を受けている間」とある当該低入札価格調査の対象工事等には、施行日より前に告示された工事等は含まないものとする。
- 4 第 9 条の 2 第 1 項第 2 号において「低入札価格調査後、落札者となった者が当該工事等の受渡し日までの間」とある当該工事等の対象には、施行日より前に告示された工事等は含まないものとする

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 6 月 8 日から施行（以下「施行日」という。）する。
- 2 この要領は、平成 21 年 6 月 10 日以後に告示を行う工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 2 月 8 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 22 年 2 月 17 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 3 月 25 日から施行する。
- 2 この要領は、平成 22 年 3 月 25 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 7 月 20 日から施行する。
- 2 第 14 条第 2 項に掲げる別紙 1 で規定する各工事成績評定及び通知公表要領については、平成 22 年 3 月 31 日以前にしゅん功した工事にあつては、札幌市請負工事成績評定及び通知要領（平成 14 年 9 月 11 日助役決裁）、札幌市交通局請負工事成績評定及び通知要領（平成 14 年 9 月 30 日管理者決裁）、札幌市水道局請負工事成績評定及び通知要領（平成 14 年 9 月 30 日管理者決裁）と読み替える。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日以後に開札する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 9 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 1 月 18 日から施行する。
- 2 改正前の第 3 条第 3 号に掲げる業務の契約であって、役務の提供を受け始める日が平成 24 年 3 月 31 日以前であるものに係る調査基準価格の算定その他の取扱いについては、従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日以後に告示する工事等から適用する。ただし、第 5 条の規定は、平成 24 年 5 月 10 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 6 月 27 日以後に契約を締結する案件から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 2 月 14 日以後に告示する工事等から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 2 月 21 日以後に告示する工事等から適用する。